

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

| | | 作成年度 | 令和5年度 | 次回見直し予定 | 令和10年度 |
|-----------------------|---|--|-----------|---|--------|
| 条 例 名 | 住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例 | | | | |
| 条 例 番 号 | 平成30年神奈川県条例第26号 | 法規集 | 第8編第6章第1節 | | |
| 所 管 室 課 | 健康医療局生活衛生部生活衛生課 | | | | |
| 条 例 の 概 要 | 住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関すること | | | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | | | 備 考 |
| | 必要性 （現在でも必要な条例か。） | 住宅宿泊事業法の規定により条例に定めることとされている住宅宿泊事業（住宅を活用した民泊サービス）の実施の制限は、地域と調和や生活環境の悪化を防ぐ点で必要な条例である。 | | | |
| | 有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。） | 本条例に定める住宅宿泊事業の実施の制限については、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他事象による生活環境の悪化を防止するための条例として有効に機能している。 | | | |
| | 効率性 （現行の内容で効率的といえるか。） | 本条例で定める基準等は、明確かつ限定的なものであり、効率的である。 | | | |
| | 基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。） | 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策分野「安全・安心」及び「県土・まちづくり」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。 | | | |
| | 適法性 （憲法、法令に抵触しないか。） | 住宅宿泊事業法の規定により住宅宿泊事業の実施の制限を定めている条例であり、その内容は、基準等を定めるために必要かつ合理的な範囲内であることから、憲法、法令に抵触しない。 | | | |
| その他 | | | | | |
| 見 直 し 結 果 | ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。 | | | 理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 | |